

平成28年度第2回芦屋市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 会議要旨

日 時	平成28年7月25日(月) 13:30~14:40
場 所	芦屋市役所北館4階 教育委員会室
出席者	委員長 組織代表者 副委員長 学識経験者 委 員 組織代表者 4名 市職員 1名 事務局 荒谷 芳生 眞鍋 朗 塩山 利枝
事務局	学校教育課
会議の公開	<p>■ 非公開</p> <p>会議の冒頭に諮り、出席者7人中7人の賛成多数により決定した。 教科用図書を選定するにあたり、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じるおそれがあるため、非公開とする。</p>

1 会議次第

- (1) 非公開の決定
- (2) 資料説明(事務局)
- (3) 調査研究専門員会 報告と質疑
- (4) 教育委員会への報告について
- (5) 事務連絡

2 提出資料

- 資料1 平成28年度使用中学校教科用図書一覧表
- 資料2 平成28年度使用小学校教科用図書一覧表
- 資料3 平成28年度特別支援学級における一般図書と下学年本、拡大教科書の使用状況
- 資料4 平成29年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書調査研究報告書
- 資料5 平成29年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書調査研究資料

3 審議経過

上記のことについて、調査研究専門員から報告を受け、質疑を行った。また教育委員会への報告について、協議を行った。

- (1) 調査研究資料の中で「視覚障害に適している」との内容があるが、文字のポイントの大小だけではなく、挿絵等も含めて本全体のもっている内容から記載されている。
- (2) 資料だけでなく、実際に本を見て一般図書を選びたい場合は、芦屋特別支援学校など県内の閲覧可能な場所へ行けば、いつでも実際の本を見ることができる。
- (3) 一般図書を教科書として選んだ場合は、一年間同じものを使用しなければならないので、実際には参考資料なども使用して、指導を行っている。
- (4) 報告書の分かりにくい表現については、分かりやすいものに書き直す。